

# 熊本県情報公開審査会の答申(平成14年12月12日付け答申第77号)の概要

## 1 事案の概要

(1) 平成14年4月18日付けで熊本県知事(以下「実施機関」という。)に対して、「平成11年度、12年度、13年度の上益城地域振興局に関し熊本県が保管する全ての契約書、全ての収支実績(現金等の移動等を含む)及びそれを裏付ける領収書等含む文書」の開示請求があった。

(2) 平成14年5月7日 実施機関(担当:上益城地域振興局総務部)は、この開示請求が行政文書の開示請求権の濫用に当たるとして不開示決定を行った。

### 【不開示決定の理由】

本件開示請求は、次の事実から県情報公開条例第1条(目的)及び第4条(適正請求)の規定の趣旨を逸脱した行政文書の開示請求権の濫用に当たる。

本件開示請求の対象となる行政文書は、試算したところ31万枚を超える膨大なものであること。

開示請求者の振興局に対する言動から、本件開示請求によって県の事務処理を停滞・混乱させる意図がうかがえること。

(3) 平成14年5月16日 不開示決定に対して一部開示を求める異議申立て

(4) 平成14年5月31日 実施機関から熊本県情報公開審査会に諮問

(5) 今回の答申は、この諮問に対する答申である。

## 2 主な争点

実施機関が本件開示請求を行政文書の開示請求権の濫用に当たるとして不開示決定としたことが妥当か否か。

## 3 当事者の主張の要旨

異議申立人の主張の要旨	実施機関の主張の要旨
平成14年度の貯水槽清掃業務の見積書を受け付けることが難しいという振興局の回答について、その理由の説明が理解できず、振興局の契約や収入・支出についての事務の流れに疑問を感じ、本件開示請求を行った。 実施機関の不開示理由説明書は、	異議申立人の発言等は、「貯水槽清掃の見積書の受理」と「大量となる行政文書の開示」のいずれかの選択を迫ったものであり、開示請求制度の趣旨・目的を著しく逸脱して県の事務処理を停滞・混乱させる意図を持ったものである。 本件開示請求の対象となる行政文

<p>会話を断片的に取り出し、それを全体として事実と違う文脈としている。私が行った開示請求は、県の事務処理を停滞・混乱させることを目的とはするものではない。</p> <p>私は、振興局がどんな情報を保有しているか知らず、文書を特定するのが困難な立場にある。振興局は、私の権利を制限するような発言ばかりで、文書を特定するための案の提示は全く示していない。</p>	<p>書は、試算したところ31万枚を超える膨大なものであり、開示すれば事務処理に膨大な時間を要し、振興局の事務処理の著しい停滞を招く。</p> <p>本件開示請求に応えるために、異議申立人が真に必要なとする文書の確認等のための協議を申し入れたが、異議申立人はこれに応じなかった。</p>
--	---

#### 4 答申の概要

##### (1) 審査会の結論

実施機関が行った不開示決定は、妥当である。

##### (2) 審査会の判断の要旨

権利の濫用に関する一般法理の適用の可否について

県情報公開条例には権利の濫用を禁止するとの明文の規定はないが、民法第1条第3項の権利の濫用に関する一般法理を適用して不開示の決定をすることも許される場合がある。

よって、権利行使が加害の意思をもつか否か、権利の濫用と解した場合に権利行使した者の受ける不利益、正当な権利行使と解した場合に相手方の受ける不利益、その不利益の及ぼす影響の範囲などの要素を比較衡量して、本件開示請求が権利の濫用に当たるか否かを判断する。

認定した事実について

ア 異議申立人は振興局に対し、平成14年度の貯水槽清掃業務の見積書の受付を申し入れたが、振興局はこの業務について契約手続の事務を進めているところであることを理由に、異議申立人の申し入れを断った。

イ 異議申立人と振興局の職員で振興局が提示する予定の文書リストにより、本件開示請求に係る行政文書を具体的に特定した後、開示請求を行うとの調整が図られたが、この文書リストが提示される前に本件開示請求が行われた。

ウ 開示請求書の「行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項」の欄には、本件行政文書を記載した後に、「( "全て"を厳密に解釈してください、貴殿の事務処理能力には私は一切<sup>(ママ)</sup> 感知しません因って不必要な"補正"には応じません。 )」との記述がある。

エ 異議申立人が電子メールにより2002年4月25日付けで振興局あてに送信した中に、「上記から考えても、私の申し出を聞き入れて検討後判断した方が得策、又自然

なことと思いますが如何でしょうか？」との記述がある。

オ 平成14年4月26日、振興局の職員は、文書リストを準備し、県庁の情報プラザにおいて異議申立人に対し本件開示請求に係る行政文書を具体的に特定するための協議を申し入れた。しかし、両者の協議は不調に終わり、結局、本件不開示決定に至るまで、文書リストは異議申立人の目に触れることはなかった。

カ 実施機関から当審査会に提出された文書リストの内容によれば、本件開示請求の対象となる行政文書の量は、通常行われる開示請求の場合とはかけ離れた著しく大量なものである。

本件不開示決定の妥当性について

ア 本件開示請求の意図について

本件開示請求は異議申立人が振興局に平成14年度の貯水槽清掃業務の見積書を提出することを断られたことが契機となったものであり、異議申立人には、振興局に対し見積書の受理と本件開示請求に係る著しく大量な行政文書の開示のどちらかの選択を迫るという意図が存在したものと見るのが相当である。

イ 異議申立人が受ける不利益について

異議申立人は、本件不開示決定により振興局に関する平成11年度から平成13年度分の契約や収入・支出についての事務の流れを把握することができず、その結果、異議申立人が主張するところによれば、振興局が見積書を受け付けることが難しいとする事情・理由を解明することができるかも知れない機会を失った。

ウ 実施機関が受ける不利益について

振興局が本件開示請求に対応すれば、それに要する時間、労力及び経費が膨大なものになることにより、その他の業務にまで支障が生じることになり、ひいては県民への各種行政サービスの低下に繋がるなど県民一般にもその影響が及ぶことになる。

エ 結論

条例第4条の規定の趣旨とは相容れない意図に基づく、かつ、著しく大量な行政文書の開示請求に対応することにより、実施機関に業務上の支障を生じさせることは甚だ不合理と言うべきであって、異議申立人の受けた不利益を考慮してもなお、本件開示請求について実施機関が行政文書の開示請求権の濫用に当たるとして不開示とした決定は、妥当な範囲のものであったと判断する。

諮問実施機関： 熊本県知事（上益城地域振興局総務部）  
諮問日： 平成14年 5月31日  
答申日： 平成14年12月12日（答申第77号）  
事案名： 上益城地域振興局に関し熊本県が保管する全ての契約、収支実績等の文書（平成11年度～平成13年度分）の開示請求について権利の濫用を理由とした不開示決定に関する件（平成14年諮問第112号）

## 答 申

### 第1 審査会の結論

異議申立人が、2002年4月18日付けで行った「平成11年度、12年度、13年度の上益城地域振興局に関し熊本県が保管する全ての契約書、全ての収支実績（現金等の移動等を含む）及びそれを裏付ける領収書等含む文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）について、熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、行政文書の開示を求める権利（以下「開示請求権」という。）の濫用に当たるとして不開示とした決定（以下「本件不開示決定」という。）は、「第5 審査会の判断」のとおり、妥当な範囲のものであったと判断する。

### 第2 諮問に至る経過

- 1 平成14年4月18日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、本件開示請求を行った。
- 2 平成14年5月7日、実施機関は、本件開示請求が、県の事務処理を停滞・混乱させる意図を持ったものと認められ、条例第1条及び第4条の規定の趣旨を逸脱した行政文書の開示請求権の濫用に当たるとして、本件不開示決定を行った。
- 3 平成14年5月16日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件不開示決定を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 平成14年5月31日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行

うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

### 第3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、異議申立人が行った本件開示請求に関して、実施機関が文書を特定する作業に協力しないで行政文書の開示請求権の濫用としたのは不当であるので、本件不開示決定を取り消し、一部開示に応じることを求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、実施機関の不開示決定理由説明書に対する意見書及び口頭意見陳述の中で述べている異議申立ての理由を要約すれば、おおむね次のとおりである。

##### (1) 本件開示請求を行った事情について

上益城地域振興局（以下「振興局」という。）の平成14年度の貯水槽清掃業務を受注したいと思い、見積書を提出しようとしたが、振興局から、契約について決裁手続の段階であるので見積書の受付は難しいとの回答を得た。この回答について、さらに理由の説明を求めた。また、振興局における貯水槽清掃の過去の契約実績をみると、同一業者が同じ金額でずっと契約しているので、私が参加することによって価格も安くなり、適正な作業が提供できるという思いから、このことについても説明を求めた。しかし、振興局からは決裁の手続中であること以外の説明は何もなかった。私は、これらの疑問に対する振興局の説明が理解できず、契約に伴う決裁文書の流れや、お金の流れに疑問を感じたので、開示請求を行ったものである。

実施機関の不開示決定理由説明書は、会話を断片的に取り出し、それを全体として事実と違う文脈としている。私が行った開示請求は、県の事務処理を停滞・混乱させることを目的とするものではない。

##### (2) 本件開示請求に係る行政文書の量について

私は、振興局がどんな情報を保有しているか当然知らず、文書を特定するのが困難な立場にある。振興局は、「対象文書が多量すぎる。目的

をしぼり範囲を限定してください。」と私の権利を制限するような発言をするばかりで、文書を特定するための案の提示、例えばスムーズに開示できる開示可能範囲は全く示していない。

実施機関は「本件開示請求に係る行政文書を特定するに足りる情報を提供したが、私の方から拒否してそれを見なかった。」という旨を主張している。しかし、実施機関から紙1枚さえも提示されたことはない。不開示決定通知書を見て初めて、31万枚を超えることや文書の分類についての大項目を知った次第である。

振興局から文書を特定するための案が提示されれば、私も文書を特定をする作業に入ったのではないかと思う。そうすれば、このようなことは起こらなかったのではないか。今後も開示請求をしたいと思っているので、例えば、開示する期間や文書の量などいろんなものについても、もう少し親切に教えていただきたい。

#### 第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が不開示決定理由説明書、異議申立人の意見書に対する反論書及び口頭意見陳述において説明した内容を要約すれば、おおむね次のとおりである。

##### 1 不開示決定に至るまでの経過について

(1) 平成14年4月17日、異議申立人は、振興局における平成14年度の貯水槽清掃業務について、異議申立人が経営する会社が他社より安く見積ることができるので見積書を提出させてほしい旨の申し入れを行った。しかし、振興局では、2つの業者を選定して、既にこの2つの業者から見積書も提出されており、後はこの2つの業者のうちから契約の相手方を決定する直前の段階にあるなど契約手続の事務を進めているところであることを異議申立人に説明し、異議申立人の見積書を受け取することを断った。

(2) 平成14年4月18日、異議申立人は、再度、振興局に見積書を提出するため来所したが、振興局は前日述べたことと同様の理由でこの見積書を受け取することを断った。

異議申立人は、見積書を受け取らない振興局の対応は納得できないとして、この対応について理由の説明を求めるとともに、本件開示請求を行う意向を表明した。しかし、異議申立人が求めようとした内容の文書

は膨大な量となり、特定することが困難であった。そこで、振興局と異議申立人は、振興局が異議申立人に対し本件開示請求の対象となる行政文書を特定するための案（以下「文書リスト」という。）を4月20日までに提示すること、異議申立人は、それを見た上で開示請求を行うことを合意した。

しかし、異議申立人は、文書リストの提示を待たずして、2002年4月18日付けで本件開示請求を行った。

- (3) 平成14年4月26日、振興局は、異議申立人が求めている全文書について、文書の種類、文書名、その分量等のリストを作成・提示して、真に必要としている行政文書を特定するよう協力を求めたが、異議申立人は、文書リストには全く目を通すことなく行政文書の特定を拒否した。振興局は、本件開示請求がなされた前後から開示可能な方法はないか真摯に検討し異議申立人へ提案したものの、膨大な量の行政文書の開示を求める異議申立人の姿勢は一貫して変わらなかった。
- (4) 以上の経過から、振興局としては以下に説明するとおり、本件開示請求は権利の濫用に当たると判断して、これを理由に不開示決定処分を行った。

## 2 権利の濫用に関する一般法理の適用について

そもそも情報公開制度は、今回のような、常識を超えた大量の行政文書の請求という形での請求権の行使を想定しておらず、情報公開の実施体制も、通常の常識的な利用件数と利用の仕方を前提に構築されているものである。従って、この実施体制のもとで一部の開示請求者が、情報公開制度のみならず、結果として県政全般を混乱させる意図をもって大量の行政文書の開示請求を行うことは、県政の平常業務に支障をきたすこととなり、民法（明治29年法律第89号）第1条第3項の「権利ノ濫用ハ之ヲ許サス」との規定を適用できるものと考えられる。

このような考えは、国の行政改革委員会の行政情報公開部会が平成8年11月に同委員会に提出した「情報公開法要綱案最終報告書」の「情報公開法要綱案の考え方」の中でも採用されている。

この条例は、良識ある開示請求者を前提にした制度であることから、本件開示請求は権利の濫用に当たると判断して不開示と決定したものである。

### 3 本件開示請求における異議申立人の意図について

(1) 本件開示請求前後の下記アからオまでの異議申立人の発言等は、異議申立人が「見積書の受理」と「大量となる行政文書の開示」のいずれかの選択を振興局に迫ったものであり、また、大量とならざるを得ない必然性もない（振興局のすべての文書を閲覧しなければ異議申立人の請求目的が達せられないとはとうてい考えられない）ことから、開示請求制度の趣旨・目的を著しく逸脱して県の事務処理を停滞・混乱させる意図を持ったものと考えられる。

ア 平成14年4月18日付けの開示請求書に「貴殿（振興局のこと）の事務処理能力にはいっさい感知しません。よって不必要な補正には応じません。」との記述があること。

イ 平成14年4月18日に振興局において異議申立人から「（振興局への）見積書提出とひきかえに本件開示請求の提出をとりやめる」という趣旨の発言があったこと。

ウ 平成14年4月18日及び同22日の異議申立人の言動から、膨大な量にわたる本件開示請求は見積書が提出できないことに対する「嫌がらせ」と受け取られることを認識していることがうかがえること。

エ 平成14年4月18日に県政情報室の職員に対し、異議申立人から「振興局に対していじわるをする」趣旨の発言があったこと。

オ 振興局は、本件開示請求に応えるために平成14年4月18日、同22日及び同26日に異議申立人が真に必要なとする文書の確認等のための協議を申し入れたものの、異議申立人はこれに応じなかったこと。

(2) 本件開示請求とは別に、異議申立人が平成14年5月16日付けで開示請求した文書について一部開示した際に、異議申立人は「来月から、毎月毎月開示請求をしていく。5年間分閲覧して、その後は毎月1か月分ずつ、リアルタイムで見えていく。」と発言し、将来にわたって多数の開示請求を行う考えを表明しており、このことは振興局に対する際限のない行政文書の開示請求が行われることを示唆している。

また、異議申立人は「交換条件としているわけではないが、自分の言いたいことを理解して対応してもらった部局については開示請求を取り下げた。」と発言しており、このように見積書の提出という自己の営業活動に関する要求を通すための取引材料として開示請求制度を利用している。

- (3) 異議申立人が行った平成14年4月25日付けの開示請求及び同5月16日付けの開示請求については、それぞれ5月14日と7月9日に開示を実施したが、両開示日とも、開示した行政文書にごく短時間目を通しただけで、後日再度閲覧したいと一方的な希望を述べて終了した。なお、どちらの開示請求についても、再度の閲覧は行われていない。
- (4) 上記(2)及び(3)による異議申立人の言動からしても、振興局は、異議申立人が真に振興局の保管する文書の内容を知りたいと考えておらずに、本件開示請求が、情報公開制度を利用した営業活動、営業活動を受け入れなかった当振興局に対する嫌がらせ的行為及び当振興局の事務停滞や過度の経費支出を余儀なくさせる行為と考えざるを得ない。

#### 4 本件開示請求の対象となる行政文書の量について

本件開示請求は、平成11年度、12年度、13年度の振興局に関し熊本県が保管する全ての契約書、全ての収支実績及びそれを裏付ける領収書等を含む行政文書を対象としている。

本件開示請求の対象である行政文書は、平成11年度から平成13年度までの間の36か月にわたり、その対象となる行政文書の枚数は振興局で保管している量だけでも試算したところ31万枚(長さに換算すると約31m)を超える膨大なものとなり、開示するとすればその事務処理に多大な時間を要し(担当職員の時間外勤務だけでも約11,700時間)、振興局をはじめ県全体の事務処理に著しい停滞を招くものである。

### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件不開示決定の妥当性について、調査、審議した結果、以下のように判断する。

#### 1 条例に基づく開示請求に対する権利の濫用に関する一般法理の適用の可否について

民法第1条第3項は「権利ノ濫用ハ之ヲ許サス」と規定している。この権利の濫用とは「形式上権利の行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果に照らし、その権利の本来の目的内容を逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができないと判断される行為」(内閣法制局法令用語研究会編「法律用語辞典」(有斐閣))とされている。どのような場合が権利の濫用に当たるかについては、具体的な場合に

よって異なるが、一般的には、権利行使が加害の意思あるいは目的をもつ場合だけではなく、当該権利のもつ社会的意義・目的、権利の濫用と解した場合に権利行使した者の受ける不利益、正当な権利行使と解した場合に相手方の受ける不利益、その不利益を防止する手段、不利益の及ぼす影響の範囲など、種々の要素を比較衡量して権利の濫用の有無を判断しなければならないと解されている。

また、この民法など私法関係の法理が、公法関係についてどこまで適用されるかという問題についても、私法関係と公法関係の両者に共通の法原理が支配する分野も広く存在すると考えられることから、私法関係でも法の一般原則を規定しているものであれば、その法理は公法関係にも適用されると解されている。

したがって、条例には権利の濫用に係る特別の規定は設けられていないが、実施機関が、条例が定めている開示請求権の行使について、権利の濫用に関する一般法理を適用して不開示の決定を行うことも許される場合があると考えられる。

よって、以下、本件開示請求が開示請求権の濫用に当たるか否かについて、前述した比較衡量の考え方に沿って検討することとする。

## 2 本件不開示決定に至るまでの事実の確認について

異議申立人及び実施機関が書面及び口頭で主張する内容並びに両者から提出された資料から、おおむね以下のような事実を確認することができる。

- (1) 平成14年4月17日、異議申立人は振興局に対し、平成14年度の貯水槽清掃業務の見積書の受付を申し入れたが、振興局は、当該業務について契約の相手方を決定する直前の段階にあるなど契約手続の事務を進めているところであることを理由に、異議申立人の申し入れを断ったこと。
- (2) 平成14年4月18日、異議申立人と振興局の職員に県政情報室の職員も加わり、平成14年4月20日までに振興局が提示する予定の文書リストにより、本件開示請求に係る行政文書を具体的に特定した後、開示請求を行うとの調整が図られたが、この文書リストが提示される前に2002年4月18日付けで本件開示請求が行われたこと。
- (3) 開示請求書の「行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項」の欄には「平成11年度、12年度、13年度の上益城地域振興局

に関し熊本県が保管する全ての契約書、全ての収支実績（現金等の移動等を含む）及びそれを裏付ける領収書等含む文書」と記載されているが、その後、「（"全て"を厳密に解釈してください、貴殿の事務処理能力には私は一切<sup>(ママ)</sup>感知しません因って不必要な"補正"には応じません。）」との記述があること。

- (4) 異議申立人が電子メールにより2002年4月25日付けで振興局あてに送信した中に、「上記から考えても、私の申し出を聞き入れて検討後判断した方が得策、又自然なことと思いますが如何でしょうか？」との記述があること。
- (5) 平成14年4月26日、振興局の職員は、文書リスト及びこの文書リストに記載された行政文書のうち一部のものを撮影した写真を準備し、県庁の情報プラザにおいて異議申立人に対し本件開示請求に係る行政文書を具体的に特定するための協議を申し入れた。しかし、両者の協議は不調に終わり、結局、本件不開示決定に至るまで、文書リストは異議申立人の目に触れることはなかったこと。
- (6) 実施機関から提出された文書リストの内容及びこの文書リストに記載された行政文書のうち一部のものを撮影した写真によれば、本件開示請求の対象となる行政文書の量は、通常行われる開示請求の場合とはかけ離れた著しく大量なものであること。

### 3 本件不開示決定の妥当性について

#### (1) 本件開示請求の意図について

上記2の事実から、本件開示請求は異議申立人が振興局に平成14年度の貯水槽清掃業務の見積書を提出することを断られたことが契機となったものであり、本件開示請求以後の異議申立人の言動と併せて見た場合、異議申立人には、振興局に対し見積書の受理と本件開示請求に係る著しく大量な行政文書の開示のどちらかの選択を迫るという意図が存在したものと見るのが相当である。

#### (2) 開示請求権の社会的意義又は役割及び本件不開示決定により異議申立人の受けた不利益について

条例第5条は、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の管理する行政文書の開示を請求することができ

る。」と規定している。これは、県政の諸活動を県民に説明し開かれた県政を実現するという条例第1条の趣旨に基づき、何人に対しても、目的・理由を問わず実施機関が管理する行政文書の開示請求権を保障しているものである。この開示請求権を行使することにより、県民は、知りたいと思う県政に関する情報を直接得ることができ、それをもとに県政に対する適切な意見を形成し、県政への参加を進めていくことができるのであり、また、そのことが期待されている。このような開示請求権の意義にかんがみ、条例第3条は、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分保障されるようにこの条例を解釈し、運用するものとする。」と規定されている。

異議申立人は、この開示請求権を行使して、振興局に関する平成11年度から平成13年度分の契約や収入・支出の状況についての情報を求めたが、本件不開示決定により当該情報を得ることができなかった。これにより異議申立人は、振興局に関する平成11年度から平成13年度分の契約や収入・支出についての事務の流れを把握することができず、その結果、異議申立人が主張するところによれば、振興局が見積書を受け付けることが難しいとする事情・理由を説明することができるかも知れない機会を失ったことになる。

(3) 本件開示請求を正当な権利の行使であると解した場合の実施機関の受ける不利益及びその不利益が影響を及ぼす範囲並びにその不利益を防止する方法について

ア 実施機関が受ける不利益及びその影響について

上記2の(6)の事実から、実施機関が本件開示請求の対象となる行政文書の全部について開示又は不開示の判断を行い、さらに開示する行政文書を閲覧に供するなどの事務処理を行うとなると、その事務処理に要する時間、労力及び経費が膨大なものになることは、十分推測できるところである。

実施機関は、行政文書の開示請求に対応する他にも多くの遂行すべき業務を負っているので、本件開示請求に係る業務に要する時間、労力及び経費が膨大なものとなることによって、実施機関におけるその他の業務にまで支障が生じることとなり、ひいては県民に対する各種

行政サービスの低下にも繋がるなど県民一般にもその影響が及ぶことになる。

イ 実施機関が受ける不利益を防止する方法について

このような不利益を防止する方法として考えられる条例上の手続としては、条例第13条の規定により開示請求の対象となる行政文書を順次に開示していく方法がある。

本件開示請求にこの規定を適用すれば、本件開示請求に係る業務に一時期に集中して労力を割く度合いは緩和され、その限りにおいて実施機関の負担は少なくなると考えられる。しかし、この規定を適用したとしても、本件開示請求に係る業務の総量が結果的に変わるものではないので本件開示請求のような特に著しく大量な行政文書の開示請求にあっては、実施機関の負担を大きく軽減することになるとは考えにくいところである。

もともと条例に基づく開示請求は、何人に対してもその理由を問わず広く認められた権利であるが、請求に応じて行政文書を開示していくことに関して実施機関において特別の組織体制又は特別の財源確保はとられていない。したがって、開示請求する行政文書の量について、条例上これを制限する規定は定められてはいないものの、開示請求権制度の趣旨としては、実施機関に過度の負担が掛かるような著しく大量な行政文書の開示請求が行われることは想定されていないものと考えられる。したがって、そのような著しく大量な行政文書の開示請求があった場合には、開示請求者が真に知りたいと考えている情報について開示請求者と実施機関との間で協議・確認が行われ、その結果、開示請求者が真に必要なとする行政文書をさらに特定することも条例の実際の運用として認められると解される。

この点について、上記2の(2)及び(5)の事実から、振興局は、異議申立人が開示請求を行う直前の4月18日及び本件開示請求が行われた後の4月26日に、異議申立人とそのような趣旨の合意を図ろうとしたが、いずれも不調に終わったことが認められる。

(4) 本件開示請求を開示請求権の濫用と認めるか否かについて

以上検討したところからすると、適正な開示請求に努めなければなら

ないという条例第4条の規定の趣旨とは相容れない意図に基づく、かつ、著しく大量な行政文書の開示請求に対応することにより、実施機関に業務上の支障を生じさせることは甚だ不合理と言うべきであって、異議申立人の失われた利益を考慮してもなお、本件開示請求について実施機関が行政文書の開示請求権の濫用に当たるとして不開示とした決定は、妥当な範囲のものであったと判断する。

#### 4 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 熊本県情報公開審査会

会	長	坂本 仁郎
会長職務代理者		石橋 敏郎
委	員	福嶋美和子
委	員	大江 正昭
委	員	林田美恵子

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年 5月31日	・ 諮問（第112号）
平成14年 7月 8日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受 理
平成14年 8月29日	・ 諮問の審議
平成14年 9月 9日	・ 異議申立人から不開示決定理由説明書に 対する意見書を受理
平成14年 9月30日	・ 実施機関から異議申立人の意見書に対す る反論書を受理
平成14年10月 1日	・ 異議申立人から意見を聴取
平成14年10月31日	・ 実施機関から意見を聴取 ・ 諮問の審議
平成14年11月25日	・ 諮問の審議